

【鳥取県より】 コロナ禍で売上減少となった県内事業者の皆様へ

コロナ禍緊急応援金

新型コロナウイルス感染症の県内外での感染拡大長期化に伴い、経営上の影響を受けた事業者の事業継続を支援するため、事業全般に幅広く活用できる新たな応援金を支給します。

※国の月次支援金や市町村の給付金等と併給可能ですので、組み合わせてご利用下さい。

支給額

法人

上限額

20万円

個人事業主

上限額

10万円

支給額

令和元年(又は令和2年)基準月※の売上 - 令和3年対象月※の売上

※ 6月～9月の間の任意の1月で、基準月と対象月は同月。前年(又は前々年)の同月からの減収額を補填。

対象者

県内中小企業等（個人事業主を含む）

- 外出自粛等の影響を強く受けた事業者
(例) 飲食業、宿泊・観光業、交通業、小売・対面サービス業 など
- 上記事業者との直接かつ継続取引がある事業者

※対象業種については裏面も参照

要件

- ✓ 本年6月～9月の間の任意の1ヶ月の売上額が、前年又は前々年対比で30%以上減少
- ✓ 雇用を維持する意思を有していること（従業員がいない場合も対象）
- ✓ コロナ禍からの回復後を見据えた事業継続を目指していること（新しい生活様式への対応、認証店取得など）

申請期間: 令和3年10月1日(金)～12月10日(金)

郵送、電子申請 又は ファクシミリ により、申請してください。

※複数店舗の場合も1事業所(1事業者)とし1回限り申請可。 ※感染症予防のため窓口・対面での受付は行いません。

郵送

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220
鳥取県庁商工政策課 コロナ禍緊急応援金担当 宛

FAX

0857-26-8114

電子申請

とっとり電子申請サービス
「コロナ禍緊急応援金支給申請書」



↓詳しくはこちら（応援金専用ホームページ）
<https://www.pref.tottori.lg.jp/299387.htm>



お問合せ

鳥取県コロナ禍緊急応援金コールセンター（県庁商工政策課内）
☎ 0857-26-7971 開設時間 平日8:30～17:15
メ-ル shoukou-ouenkin@pref.tottori.lg.jp

鳥取県コロナ禍緊急応援金

